

○環境省告示第四十九号

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第二項第二号の規定に基づき、平成十五年三月環境省告示第十七号（地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法）の一部を次のように改正し、平成三十一年三月二十日から適用する。

平成三十一年三月二十日

環境大臣 原田 義昭

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
-----	-----

## 別表

特定有害物質の種類	測定方法
(略)	(略)
六価クロム	<u>規格 K0102 の 65.2 (規格 K0102 の 65.2.7 を除く。)</u> に定める方法 (ただし、規格 K65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
(略)	(略)
シマジン	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号 (水質汚濁に係る環境基準について) (以下「水質環境基準告示」という。) <u>付表 6</u> の第 1 又は第 2 に掲げる方法
シアン化合物	<u>規格 K0102 の 38.1.2 (規格 K0102 の 38 の備考 11 を除く。以下同じ。)</u> 及び 38.2 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、 <u>規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は水質環境基準告示付表 1 に掲げる方法</u>
チオベンカルブ	水質環境基準告示 <u>付表 6</u> に掲げる方法

## 別表

特定有害物質の種類	測定方法
(略)	(略)
六価クロム	<u>規格 K0102 の 65.2</u> に定める方法 (ただし、規格 K65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
(略)	(略)
シマジン	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号 (水質汚濁に係る環境基準について) (以下「水質環境基準告示」という。) <u>付表 5</u> の第 1 又は第 2 に掲げる方法
シアン化合物	<u>規格 K0102 の 38.1.2</u> 及び 38.2 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法 <u>又は規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法</u>
チオベンカルブ	水質環境基準告示 <u>付表 5</u> に掲げる方法

(略)	(略)
水銀及びその化合物	水銀にあつては水質環境基準告示付表 2 に掲げる方法、アルキル水銀にあつては水質環境基準告示付表 3 に掲げる方法
(略)	(略)
チウラム	水質環境基準告示付表 5 に掲げる方法
(略)	(略)
ふっ素及びその化合物	規格 K0102 の 34.1 (規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、日本工業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 K0102 の 34.1.1c) (注 (2) 第 3 文及び規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及び

(略)	(略)
水銀及びその化合物	水銀にあつては水質環境基準告示付表 1 に掲げる方法、アルキル水銀にあつては水質環境基準告示付表 2 に掲げる方法
(略)	(略)
チウラム	水質環境基準告示付表 4 に掲げる方法
(略)	(略)
ふっ素及びその化合物	規格 K0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 K0102 の 34.1c) (注 (6) 第 3 文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。) 及び水質環境基準告示付表 6 に掲げる方法

	イオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び水質環境基準告示付表 7 に掲げる方法
(略)	(略)
ポリ塩化ビフェニル	水質環境基準告示付表 4 に掲げる方法
(略)	

(略)	(略)
ポリ塩化ビフェニル	水質環境基準告示付表 3 に掲げる方法
(略)	(略)